

番 号 : 150522

国 名 : パラグアイ

担当部署 : 地球環境部森林・自然環境グループ自然環境第二チーム

案件名 : イグアス湖流域総合管理体制強化プロジェクト運営指導調査 (評価分析/組織強化支援)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析/組織強化支援
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年8月中旬から2015年11月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.35M/M、現地 1.50M/M、合計 1.85M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 4日 現地派遣期間 45日 整理期間 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 7月29日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査及び流域管理体制整備に係る各種業務
対象国/類似地域	パラグアイ/全途上国
語学の種類	英語(西語ができればなお望ましい)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

パラグアイ国のイグアス湖流域（503,300ha）は、アカラウ水力発電所（発電設備容量210MW）の夏場の水位調整用の湖として活用されているなど、同国における安定的な電力供給にとって重要な流域となっている。一方で、イグアス湖流域においては、1970年代から移住者による大規模な農業開拓が始まり、農地拡大による森林伐採や伝統的農業（焼き畑等）に伴う流域の荒廃、それに伴う貧困化が、さらなる森林伐採等につながるなどの悪循環が生じている。この悪循環によって、イグアス湖の土砂堆積が悪化しており、将来的な発電量の低下が危惧されている。このような状況を改善し、アカラウ水力発電所の能力を最大限に活用できるようにするためには、治山活動のみに頼るのではなく、植林や環境配慮型農業技術を普及し、周辺の農家や関連機関の協力を得ながら流域を管理していくことが急務となっている。

イグアス湖岸の2県とこれらに属する10市がプロジェクト対象地域となっている。対象地域の農地は、大農（大規模機械化農業）、小農（従来型の小規模農業）に分けられ、また、パラグアイ国電力公社（Administración Nacional de Electricidad：ANDE）の所有地もあり、土地形態は3タイプに分類される。この3タイプの土地は各市にモザイク状に存在している。このため、効果的な流域管理の実施には、市、県、国の各レベルの流域管理体制強化が必要となっている。

このためパラグアイ政府は流域管理の方針等を策定するとともに大農、小農、ANDE所有地における適切な土地利用モデルを構築することにより、イグアス湖流域管理体制の強化を図り、イグアス湖流域における適切な土地利用に寄与することを目的とする「イグアス湖流域総合管理体制強化プロジェクト（以下、本プロジェクト）」を我が国に要請した。

これを受けJICAは、ANDEをカウンターパート（C/P）機関として、2013年7月から2017年7月までの4年間の予定で本プロジェクトを実施しており、現在長期専門家3名（チーフアドバイザー、森林再生・修復、業務調整／参加型開発）を派遣中である。

本プロジェクトの活動の一つとして、国・県・市の各レベルで流域管理のビジョン・方針を策定するためのプラットフォーム¹をANDEが中心となって設置・運営支援を行うことを想定していた。しかし実際には、国レベルでは各省庁の合意のもと新たなプラットフォームを設立することが困難であったため、環境省、国立森林院等の関係機関との間で個別に協力体制を構築する方針に転換し、各機関との協力協定締結を進めている。県レベルでは新たにプラットフォームを設置するよりも既存の枠組み（対象地域の市長を構成メンバーに含む流域管理委員会）を活用する方が効率的であることが判明し、既存の枠組みを活用することとした。また、市レベルについては、市の行政能力にばらつきがあるため、すべての市で一律のプラットフォームを機能させるのは難しく、モデル的に2市でプラットフォームを形成し、その成果を他市に広げるという方針に転換し、現在2市においてプラットフォーム形成の支援を行っている。

また、プロジェクトのC/P機関であるANDEのイグアス湖流域管理に対する方針や役割が組織内で必ずしも明確にされておらず、プロジェクトへの人員の投入も十分ではなく、ANDEを中心とした関係機関との調整が仕組みとして機能していないことが課題となっている。

このような状況を踏まえ、ANDE及びANDEを中心とする流域管理体制強化の支援が必要となっている。

今般、4年間のプロジェクト期間の折り返し地点を迎え、JICAは、プロジェクト活動の実績、実施プロセス、成果及び目標の達成見込み、持続可能性を確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言や活動方針等を検討し、必要に応じてPDMの修正を行いつつ、プロジェクト関係者間で合意をすることを目的とした運営指導調査団を派遣する。また、この運営指導に合わせてANDEの組織強化を支援し、もってイグアス湖の流域管理体制の強化を促進することとする。

7. 業務の内容

¹ プラットフォームとは、各レベルにおける関係者が協議を行い、事業を推進するための「場」を意味しており、国レベルでは関係省庁を構成メンバーとし、現場の知見をもとに政策レベルの協議を行うこと、県レベルでは、県庁、関係省庁の地方局、市役所代表者などを構成メンバーとし、国レベルプラットフォームと市レベルプラットフォームをつなぐ役割を担うこと、また市レベルでは、市役所代表者、農協、NGOなどを構成メンバーとし、具体的な事業を推進する役割を担うことを想定していた。

本業務従事者は、プロジェクトについて、活動実績、実施プロセス、成果や目標の計画達成状況・見込み、持続可能性を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理、分析し、PDM・POの修正及び今後の活動計画についての提言を行う。また、現状及びプロジェクトの目標を踏まえ、関係者との協議、ワークショップ等を通して、ANDEの組織能力強化、流域管理に関する関係機関との関係強化や流域管理体制強化の支援を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2015年8月中旬)

- ①プロジェクト関係資料 (モニタリング・シート、専門家報告書等) を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じて関係機関に対する質問票 (案) (英文) を作成する。質問票はJICAで確定したのち、JICAパラグアイ事務所にて西語訳のうえ、事務所よりメールで関係機関に配布する予定である。
- ②調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2015年8月下旬～10月中旬)

【評価分析】

- ①JICAパラグアイ事務所等との打合せに参加する。
- ②質問票の回収及び、ANDE及び関係機関、住民、専門家からの聞き取り調査等により、プロジェクトの進捗状況の評価、及びPDM・POの見直しに必要な情報収集を行う。
- ③調査結果や他団員及びANDE等関係機関からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案 (和文・英文) の取りまとめに協力する。
- ④関係者との協議で合意された評価結果及び今後の計画等につき、M/M (案) (英文) の取りまとめに協力する。
- ⑤担当分野に係る現地調査結果を他の調査団員とともにJICAパラグアイ事務所等に報告する。

【組織強化支援】

- ⑥ANDE内関係者によるワークショップを実施し、ANDEにおける流域管理への方針、戦略、活動計画等の検討を促進する。
- ⑦ANDEが組織として上記方針、戦略、活動計画等を正式にコミットするための手続きを確認し、支援を行う。
- ⑧ANDE及び関係機関へのヒアリングや協議を通じ、ANDEと関係機関間の流域管理における役割分担を明確化し、ANDE及び関係機関で合意文書を締結する支援を行う。

(3) 帰国後整理期間 (2015年10月下旬)

- ①担当分野に係る運営指導調査報告書 (案) (和文) を作成する。

8. 成果品等

本契約で作成する報告書、成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る運営指導調査報告書 (案) (和文)
上記については電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します (見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2015年8月29日～2015年10月12日を予定しています。

本業務従事者は、他の調査団員に約10日間先行して現地調査を開始し、他の調査団帰国後、3週間現地で組織強化活動を行う予定です。

②現地での業務体制

1) 本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析/組織強化支援 (コンサルタント)

2) また、調査団派遣中に現地で活動中の専門家は、以下のとおりです。

ア) チーフアドバイザー (長期派遣専門家)

イ) 森林再生・修復 (長期派遣専門家)

ウ) 業務調整/参加型開発 (長期派遣専門家)

③便宜供与内容

当機構パラグアイ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (当機構の調査団員が滞在する期間は車両を共有します)

エ) 通訳備上

あり (日本語もしくは英語⇄西語)

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 配布資料

JICA地球環境部自然環境第二チーム (Tel03-5226-9533) にて本プロジェクトの要請書を含む関連資料一式を配布します。

(3) その他

①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②パラグアイ国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAパラグアイ事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

③本業務の実施に当たっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上